

(別紙1) 中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令(案)及び
中小企業団体の組織に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案)
に対する意見公募の結果について

※表現は一部簡素化等しております。なお、本件意見募集とは直接関係のない御意見に対して、経済産業省の考え方は示しませんが、承っております。

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>中小企業等協同組合法施行規則第143条及び中小企業団体の組織に関する法律施行規則第65条の改正後の記述について、「この場合において、当該有価証券が発行されていないときは、当該有価証券に表示されるべき権利を有価証券とみなす」のであれば、有価証券ではなく権利について税や各種の規制に係る通知等を行うべきと思われる。</p>	<p>中小企業等協同組合法施行規則第143条第1項及び中小企業団体の組織に関する法律施行規則第65条第1項の柱書の改正趣旨は、同項における有価証券に係る定義の明確化であって、有価証券の実務上の取扱いは従前どおりです。</p>